

労働安全衛生への取り組み

基本的な考え方

「働く人の安全と健康の確保は、企業としての基盤である」との考えのもと、社員の健康支援と安心快適な職場づくりに取り組んでいます。

東邦ガスグループ「安全・健康宣言」

東邦ガスグループは、持続可能な社会に貢献するため、エネルギー事業者としての進化、くらしやビジネス分野での多様な価値の創造、社会課題解決の推進に取り組んでいます。

これらの取り組みを支えるのは「人」であり、「働く人の安全と健康」の確保は、企業としての基盤であると考えています。労働災害、交通災害および疾病の防止を図り、従業員の安全と健康を確保するとともに、快適な作業環境の形成に取り組んでいきます。

労働安全衛生推進体制

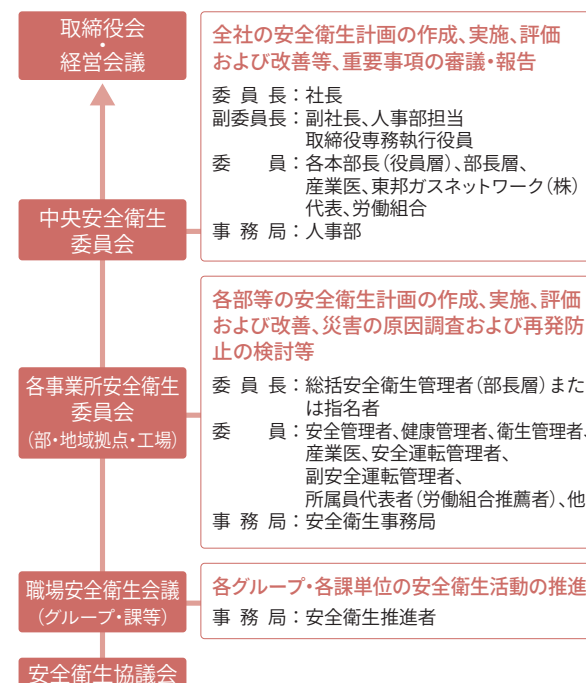
社長を委員長とする中央安全衛生委員会を年に2回開催し、全社的な安全衛生の管理徹底、健康づくりの促進を図っています。3か年の活動計画や毎年の活動計画を審議し、結果に基づき次の計画に反映するとともに、その内容は取締役会および経営会議に報告しています。

中央安全衛生委員会の下に、各事業所安全衛生委員会、職場安全衛生会議を置き、相互連携のもとで全社一丸となった安全衛生活動を展開しています。各事業所安全衛生委員会は、労働組合の推薦者が半数以上となるよう構成し、従業員参加型の活動としています。

また、協力会社を含めた安全衛生協議会を組織し、安全・品質に関する教育・啓発や現場パトロールを行う等、全体での労働災害防止に努めています。

さらに、各事業場の安全衛生推進者を中心に、職場の健康づくり活動にも取り組んでおり、ウォーキングチャレンジなどに参加することで従業員の健康を促進するとともに、職場におけるコミュニケーションの活性化も図っています。

● 安全衛生活動推進体制図



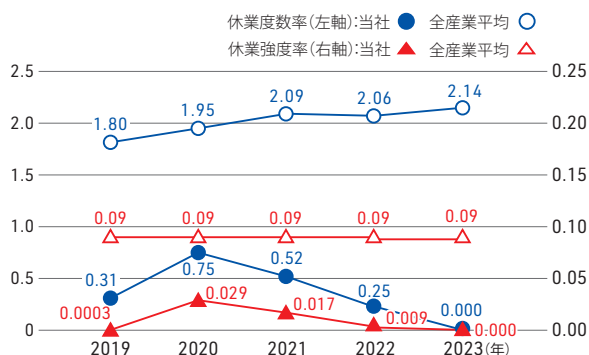
労働安全衛生への取り組み

労働災害の発生状況

2023年の休業度数率は、全産業平均(事業所規模100人以上)を下回る水準です。災害発生件数は2件(休業1、不休1件)で、前年と同じ件数でした。休業災害は、階段を下りる際の転倒災害です(足指の骨折)。不休災害は、重量物を一人で移動させようとした際、重量物が倒れて受傷したものです(足首の裂傷)。また、例年は転倒による骨折が5割を占めています。

発生時には災害ニュースを発行し、全従業員へ情報を共有したり、臨時のメルマガを発行するなどにより、同種の災害の防止に努めています。

● 従業員の休業度数率※1・休業強度率※2(単独)



※1 延べ労働時間100万時間当たりの労働災害による休業件数によって、災害発生者の頻度を表す
 $\text{休業度数率} = (\text{休業件数}) / (\text{労働者の延べ労働時間数}) \times 1,000,000$

※2 延べ労働時間1,000時間当たりの延べ労働損失日数によって、災害の重さの程度を表す
 $\text{休業強度率} = (\text{延べ労働損失日数}) / (\text{労働者の延べ労働時間数}) \times 1,000$

当社グループ全体での安全衛生活動

当社グループでは、各社の毎年の安全衛生活動方針や実績の共有を図り、相互に高めあう活動を実施しています。

また、協力会社を含めた安全衛生協議会を組織し、安全・品質に関する教育・啓発や現場パトロールを行う等、全体での労働災害防止に努めています。

危険源の特定とリスク評価

2022年に労働安全衛生法の化学物質規制に関する政省令が改正され、企業における化学物質の自律的な管理がより一層求められるようになりました。当社では、化学物質を取り扱う全ての事業場において「化学物質管理者」を選任し、対象物質のリスクアセスメント、ばく露低減措置を実施しています。

安全体感訓練

ガス工事に関する過去の災害事例の紹介や、ダミー人形やVRを利用して目の前で危険体験ができる訓練施設を本社構内に設置しています。安全性を確保した環境下で、墜落、引火、静電気、土砂崩壊等の危険な状況を実際に体感し、危険への感受性を高めることで、労働災害防止につなげています。



訓練施設

運転者認定制度

社有車を運転する従業員を対象に社内運転免許制度を設けています。新規取得時には入門訓練等を実施するとともに、5年ごとの更新時にも添乗試験や適性検査等を実施するルールとし、交通災害の防止を図っています。また、ドライブレコーダーを全車両に設置、上司等が録画映像を抜取確認し、指導しています。



指導の様子

従業員の健康管理

総合健康診断

健康保険組合と連携して、労働安全衛生法で定められた定期健康診断に、胃・歯科検診、個別面談などを加えた総合健康診断を実施し、「若年時からの健康づくりの促進と生活習慣病の予防」を徹底しています。定期健康診断の受診率100%を目標としており、毎年100%を維持しています。

健康診断事後措置

健康診断の実施後、当社で定めた基準に該当する従業員においては産業医面談を実施し、必要に応じて勤務制限などの措置を実施しています。

労働安全衛生への取り組み

長時間労働による健康障害予防

長時間労働に起因する健康障害を予防するため、時間外労働が月45時間※を超えた場合、必要に応じて産業医面談を実施しています。また、災害発生時の復旧作業を想定し、当社で定めた基準に該当する従業員については、連続勤務日数および連続勤務時間を制限しています。

※勤務制限がある場合などについては別途規定

ストレスチェックの実施

当社グループでは、当社人事部がグループ全体のストレスチェックを取りまとめて実施しており、関係会社を含め高い実施率を維持しています。ストレスチェック実施後は、集団分析結果を踏まえてワークショップ研修を開催するなど、職場改善の支援活動を行っています。

健康相談窓口

産業医・保健師による健康相談ダイヤル・メール窓口を設けて、こころやからだの不調に関して、従業員本人・上司のどちらからでも幅広く相談を受け付けており、早期対応による健康改善に取り組んでいます。

復職支援

休職者に対しては、復職支援制度を設けて、産業医・保健師と職場上司・人事部が連携して復職支援を行っています。